

検査を実施しなかった事例

- ・特別検査は行ったが、組織的関与の有無の確認を主目的としており、業務管理体制の整備・運用状況の確認が不十分な事例

が見受けられた。

特別検査に基づく改善勧告等、事業者に対する業務管理体制の改善の要請は、指定等取消処分相当事案を発生させた事業者が適切に再発防止策を講じ、引き続き介護サービス事業を運営していく上で、重要な役割を持つものであることから、各自治体におかれては、特別検査の目的が十分に果たされるよう検査にあたられたい。

なお、特別検査の実施の契機としては、結果的に指定等取消処分に至った事案に限らず、指定等効力停止処分の事案等、特に業務管理体制の整備・運用状況の不備に起因すると考えられる事案が発生した場合なども想定されるので、適時・適切な検査の実施にご配慮願いたい。

3 国及び自治体間の情報共有及び指導監督体制の整備等について

(1) 事業所に対する処分を行う場合の情報提供

事業所の監査に基づき、指定（許可）の取消又は効力停止の行政処分を行う際には、「介護保険法第197条第2項に基づく介護保険施設等に対する介護保険法第5章の規定により行う行政処分等に関する報告について」（平成19年8月20日介護保険指導室長通知）にあるとおり、必ず聴聞等の行政処分にかかる手続きを行う前に、老健局総務課介護保険指導室へ情報提供をしていただくよう引き続きお願いする。

なお、改善勧告・命令についても、引き続き、勧告・命令を行った都度、当室あて情報提供をいただくようお願いする。

また、都道府県におかれては、地域密着型サービス事業所の行政処分等に関する情報提供に遺漏のないよう、管内市町村にも周知を図られたい。

(2) 業務管理体制監督権者と指定権者の連携等

広域的に事業展開を行う事業者のように、指定事業所の指定権者等と事業者の業務管理体制監督権者が異なる場合、円滑に業務を遂行するため、国、都道府県及び市町

村間の密接な連携がより一層必要になることから、情報共有や情報提供に十分ご配慮願いたい。

国（本省及び地方厚生局）が業務管理体制監督権者である事業者が運営する指定事業所等に関する監査情報等については、幅広く情報提供いただくとともに、指定等取消処分相当事案となった場合には、特別検査の実施要請をしていただくようお願いする（権限の行使要請の様式は平成21年6月24日付け老指発第0624001号介護保険指導室長通知を参照）。

また、各自治体において特別検査を実施した場合には、速やかに当室あて情報提供をしていただくよう引き続きお願いする（報告の様式等は前述介護保険指導室長通知を参照）。

（3）自治体における体制整備

一部の自治体においては、自治体の指導監督体制に比して所管する事業所数が多く、また、急な監査業務等のため、事業所に対する十分な指導がなされていないところもある。各自治体におかれては、平成21年度より新たに追加された業務管理体制に関する監督業務への対応やサービスの質の確保・向上を図る観点から適切な指導監督を行えるよう、必要な人員の配置や介護保険制度を熟知した担当者の配置、新たに創設される指定都道府県事務受託法人制度の活用を検討いただくなどの実施体制の整備について、引き続きご配慮願いたい。

指定都道府県事務受託法人（以下「受託法人」という。）については、平成23年12月2日に介護保険法施行令等の改正政令が公布され、指定の欠格事由として、申請者が

- ・ 厚生労働省令で定める基準に従って適正な運営をすることができないと認められるとき
- ・ 居宅サービス等を提供しているとき
- ・ 介護保険法その他の保健医療福祉に関する法律の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- ・ 受託法人の指定を取り消され、5年を経過していないとき

等が規定され、これらに該当するときは指定をしてはならないこととされたほか、名

称等の変更の届出等、受託法人による報告、受託法人の指定の取消等について規定されたところである。

また、平成24年1月30日に介護保険法施行規則等の改正省令が公布され、受託法人の要件として、

- ・ 質問等事務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること
- ・ 受託法人の役員又は職員の構成が、質問等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること
- ・ 質問等事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって質問等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること
- ・ 質問等事務を行うにつき十分な適格性を有するものであること

が規定されたほか、指定の申請に必要な書類等、名称等の変更届出が必要な場合等、公示の内容、管理者を置かなければならないこと、身分を証する書類の携行、苦情処理、記録の整備について規定されたところであるので、了知されたい。

なお、受託法人の活用に当たっては、実地指導に係る事務の全てを受託法人に委託することはできず、実地指導対象事業所の選定、実地指導実施後の文書による改善指導等については、都道府県が主体的に行う必要がある。

(参考) 都道府県と指定都道府県事務受託法人の役割分担

指導方針の決定	都道府県が実施
実地指導対象事業所の選定	都道府県が実施
実地指導の実施	受託法人が実施
実地指導後、改善を求める事項について文書で指導	都道府県が実施

(4) その他

平成24年度においても、引き続き、本省及び地方厚生局において、自治体への実地ヒアリングを実施することとしているので、了知されたい。

また、各自治体における介護サービス事業所等への指導監督の実施状況等についても、引き続き報告の依頼をさせていただくこととしているので、了知されたい。